

2024 年 10 月 8 日

投資者の皆さまへ

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

**「日本ニューテクノロジー・オープン」
投資信託約款変更のお知らせ**

平素は弊社投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「日本ニューテクノロジー・オープン」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますので、お知らせいたします。

なお、今般の約款変更に関しまして、投資者の皆さまに特段のお手続きをいただくことはありません。

投資者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託を御愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 投資信託約款変更の内容

詳細は、別紙「投資信託約款の新旧対照表」をご高覧ください。

2. 投資信託約款変更の理由

ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有する「日本株アクティブ・グロース・マザーファンド」を新設し、当該マザーファンド受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式へ変更いたします。

3. 投資信託約款の変更適用日

2024 年 10 月 9 日

以上

お問い合わせ先

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

(別紙)

投資信託約款の新旧対照表

変更後	変更前
運用の基本方針 2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>日本株アクティブ・グロース・マザー ファンド（以下、「マザーファンド」 といいます。）の受益証券を主要投資 対象とします。</u> (2) 投資態度 ① <u>マザーファンドの受益証券への投 資を通じて、わが国の金融商品取引 所上場の株式のうち、世界が目する 次世代産業を担うニューテクノロ ジーに強みを持つ日本企業の株 式に投資します。</u> ニューテクノロジーとは、新しい価 値を創造し、社会に大きな変化をも たらす技術を指します。 ②～③ （略） ④ 株式の実質組入比率は、高位を保つ ことを基本とします。 ⑤ 株式以外の資産への <u>実質投資割合</u> は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。 ⑥ （略） (3) 投資制限 ① <u>マザーファンドの受益証券への投 資割合には制限を設けません。</u> ② 株式（新株引受権証券および新株予 約権証券を含みます。）への <u>実質投 資割合</u> には制限を設けません。 ③ <u>投資信託証券（マザーファンドの受 益証券および上場投資信託証券等 を除きます。）への実質投資割合は、</u> 投資信託財産の純資産総額の5%以	運用の基本方針 2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>わが国の金融商品取引所上場株式を 主要投資対象とします。</u> (2) 投資態度 ① わが国の金融商品取引所上場の株 式のうち、世界が目する次世代産 業を担うニューテクノロジーに強 みを持つ日本企業の株式に投資し ます。 ニューテクノロジーとは、新しい価 値を創造し、社会に大きな変化をも たらす技術を指します。 ②～③ （略） ④ 株式の組入比率は、高位を保つこと を基本とします。 ⑤ 株式以外の資産への投資割合は、原 則として投資信託財産総額の 50% 以下とします。 ⑥ （略） (3) 投資制限 （新設） ① 株式（新株引受権証券および新株 予約権証券を含みます。）への投資 割合には制限を設けません。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券等 を除きます。）への投資割合は、投 資信託財産の純資産総額の5%以下

下とします。 ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) 3. 収益分配方針 ① 分配対象収益の範囲 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。<u>繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。</u> ②～③ (略)	とします。 ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) 3. 収益分配方針 ① 分配対象収益の範囲 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ②～③ (略)
(運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として <u>S B I 岡三アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、<u>三菱 U F J 信託銀行株式会社</u> を受託者として締結された親投資信託である <u>日本株アクティブ・グロース・マザーファンド</u> (以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。 1. ～22. (略) ②～③ (略) ④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額(マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行	(運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。 1. ～22. (略) ②～③ (略) ④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場

いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（上場投資信託証券等といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。 ⑤ <u>前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u>	合を除きます。）な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（上場投資信託証券等といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。 （新設）
（スワップ取引の指図、目的および指図範囲） 第 23 条 （略） ② （略） ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（<u>マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、この項において同じ。</u>）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。	（スワップ取引の指図、目的および指図範囲） 第 23 条 （略） ② （略） ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ <u>前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u> ⑤ (略) ⑥ (略)	(新設) ④ (略) ⑤ (略)
(金利先渡取引の指図、目的および指図範囲) 第24条 (略) ② (略) ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（<u>マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、この項において同じ。</u>）が、保有金利商品の時価総額（<u>マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、この項において同じ。</u>）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。 ④ <u>前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取</u>	(金利先渡取引の指図、目的および指図範囲) 第24条 (略) ② (略) ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。 (新設)

<u>引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u> ⑤ (略) ⑥ (略)	④ (略) ⑤ (略)
(一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。	(有価証券売却等の指図) 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。
(再投資の指図) 第 30 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。	(再投資の指図) 第 30 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
(収益の分配方式) 第 38 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの投資信託財産に	(収益の分配方式) 第 38 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報

<u>属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</u> 2.（略） <u>② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u> <u>③</u> （略）	酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。 2.（略） （新設） <u>②</u> （略）
---	---